

混合交通を観察する  
**DOCUMENT**  
●series—212  
**Eye**



●観察場所／東京都世田谷区経堂4-8付近(右)  
東京都世田谷区桜丘2-8付近(左)  
●観察日／9月11日(火曜日)  
●天候／曇り  
●観察時間／17:00～18:00  
●観察者／5名

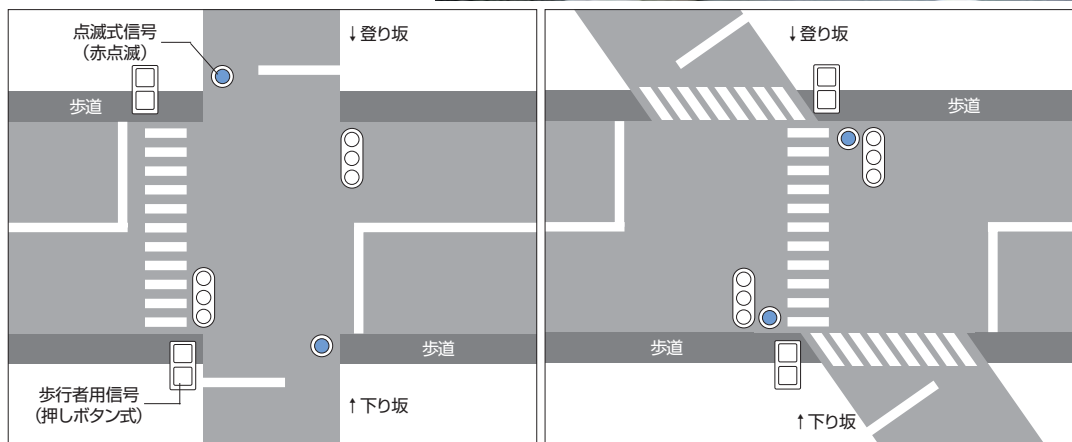
●赤点滅の点滅式信号機のある交差点で車両の一時停止状況を観察する  
**停止線の直前で一時停止しなかった車両は、**  
**133台中122台(91.7%)**

●WHY

**赤点滅の点滅式信号機のある交差点で、車両は一時停止しているか？**

平成18年には、信号機の無い交差点で16万3437件、信号機のある交差点で4万1324件の出会い頭事故が起きている。

信号機の設置されている場所では、道路を通行する歩行者や車両は、信号に従う義務がある。車両用信号機は、青・



黄・赤色の灯火が一般的に多く見られるが、黄・赤色の点滅式信号が設置されている場所もある。赤点滅では、車両は停



停止線を越えて停止するクルマ



交差する道路ギリギリで停止するトラック

止位置で一時停止し、安全確認をしたのち進行ができる。

今回は、赤点滅の点滅式信号機のある交差点で車両の一時停止状況を観察した。

●WATCHING

**交差する道路の信号を見て一時停止をせずに通過するクルマが目立つ**

観察場所は、東京都世田谷区の小田急線「千歳船橋」駅周辺の住宅地内にある交差点2カ所。いずれも都道と道幅の狭い通りが交差し、都道側には通常の信号機が、道幅の狭い通り側には常時赤点滅の点滅式信号機が備わっていた。

一時間の観察で、点滅式信号機がある通りを通行した車両は133台。そのうち、一時停止をした(停止線の直前で停止した)車両は11台(8.3%)。一時停止をしなかった車両は122台(91.7%)だった。一時停止をしなかった車両122台中、41台は停止線を越えた場所ですぐ一時停止をしていたが、81台は徐行のみで通過した。

観察した点滅式信号機がある通りは坂になっていて、見通しがあまり良くなか

った。そのためか、停止線では止まらず、交差する都道に対してギリギリまで前を出ようとする車両が多く見られた。その際、歩行者や自転車利用者が交差点を通行している場合があり、クルマが停止線では止まらな

交差する都道側の信号が赤の場合、クルマが来ないと思いき、一時停止せずに通行した車両も多かった。自転車利用者は、交差する都道側の信号が赤の場合、一時停止せずに走り続ける例がほとんどであった。

また、観察地点は常時赤点滅であるため、安全が確認できれば都道側が青信号でも交差点を通行できる。そのため、交差する道路のクルマの流れが途切れると、一時停止せずに急いで通行してしまう車両も見られた。

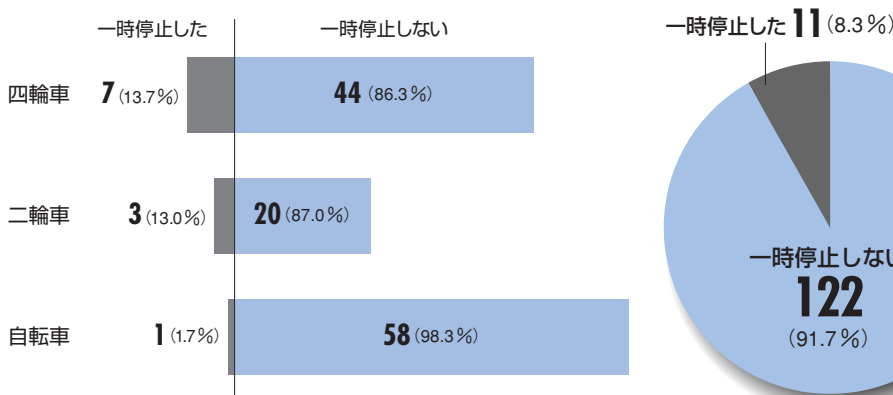
きちんと停止線の直前で一時停止している車両は、さらに見通しの良い場所ですぐ停止して左右の安全確認を行う様子が観察された。

●PROPOSE

**歩行者や自転車を保護するために必ず停止線の直前で一時停止を行う**

観察では、一時停止をしない車両が多く見られた。また、交差する道路の信号やクルマばかりを意識して、歩行者や自転車が前を横切ることを忘れていると思われるクルマも多かった。赤点滅の点滅式信号機は、「一時停止

●赤点滅の点滅式信号機のある交差点での車両の一時停止状況(133台中)



して安全を確認する」という意味を持っている。交差する道路ギリギリまで出て止まるのではなく、スピードを落とし、必ず停止線の直前で一時停止し、歩行者や自転車が来ていないか左右の安全を確認することが大切だ。

小さな違反が取り返しのつかない大事故に発展することも多い。歩行者や自転車など他者を思いやる気持ちがある余裕にならなければ、安全運転となるのではないだろうか。



徐行のみで交差点を通行するバイク